



発行 東京都

目次

102

規則

- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…一
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…一
- 東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…一
- ……………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）…二
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部食品監視課）…二
- 食品製造業等取締条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都道路占用規則の一部を改正する規則……………（建設局道路管理部監察指導課）…二
- 東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局港湾経営部経営課）…三
- 東京都入港料条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 東京都航空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局離島港湾部管理課）…三
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）…三
- 東京都物品管理規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 訓 令（選）
- 東京都選挙管理委員会事務局処分規程の一部改正……………（同）…四
- 告 示（固評審）
- 東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………（同）…四
- 規 程（文）
- 東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………（同）…四

規程（下水）

- 東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………（同）…四
- 東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…四

規則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百三十三号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十章を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百五十四号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五十五号

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五十六号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和二十三年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項を削る。

別記第八号様式中「口」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。ただし、第二十六条第三項を削る改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第八号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

食品製造業等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五十七号

食品製造業等取締条例施行規則の一部を改正する規則

食品製造業等取締条例施行規則（昭和二十八年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一号中「戸籍謄本」の下に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。第十五条を削る。

別記第九号様式中「口」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。ただし、第十五条を削る改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食品製造業等取締条例施行規則別記第九号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五十八号

東京都道路占用規則の一部を改正する規則

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二条・第三条）」を「（第二条―第三条の二）」に、「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十二條を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百五十九号

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第七十五条・第七十六条）」を「（第七十五条）」に改める。

第七十六条を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都入港料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都入港料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都入港料条例施行規則（昭和五十一年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

「第四条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七条を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営空港条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十二号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三百三十八条・第三百四十一条）」を「（第三百三十八条）」に改める。

第三百三十九条から第三百四十一条までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十三号

東京都物品管理規則の一部を改正する規則

東京都物品管理規則（昭和三十九年東京都規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六項を削る。

附則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### 訓令(選)

#### ●東京都選挙管理委員会訓令第3号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月十五日

東京都選挙管理委員会

第十五条第五項を削る。

第十六条第二項を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

### 告示(固評審)

#### ●東京都固定資産評価審査委員会告示第二号

東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月十五日

東京都固定資産評価審査委員会

第二条第二項から第四項までを削る。

第十三条中「及び」の下に「委員会が指定する」を加える。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

### 規程(交)

#### ●交通局規程第八十号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程（昭和三十九年交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 補則（第九十一条）」を削る。

第十章を削る。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第二十七号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 補則（第六十六条）」を削る。

第十章を削る。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

#### ●東京都下水道局管理規程第二十八号

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十四条」に改める。

第三十五条を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

